

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

全国的に少子化が進む中、平成24年8月に子ども・子育て支援法などいわゆる子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。島根県においても、平成27年3月に「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」を策定し、少子化対策や子ども・子育て支援施策などを推進してきました。

また、平成26年の「まち・ひと・しごと創生法」の成立を受け、「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」（平成27年10月）を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

その結果、仕事と子育てが両立できる環境の整備が一定程度進み、合計特殊出生率は増加に転じ、平成30年で1.74と全国2位となったものの、人口均衡に必要な2.07（人口置換水準）を依然として下回っている状況です。

(2) 計画の目的

島根県では、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があります。このような強みを活かしながら、出生率が向上し、人口減少に歯止めをかけられるよう、若い世代が安心して働き、結婚したい、子どもを産み育てたいという希望をかなえ、安心して出産・子育てでき、「もう一人育てたい」と思えるような環境をさらに充実させていくことが必要です。

併せて、子ども一人ひとりが健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の量的拡充・質の向上等に取り組むとともに、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう、社会的養育体制の充実をはじめとした各種支援体制の強化を図る必要があります。

令和2年3月には、島根の目指す将来像を「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」と掲げた「島根創生計画」を策定し、若者が増え、次代を担う子どもたちが増えることで活気にあふれ、県民一人ひとりが愛着と誇りを持って幸せに暮らし続けられる島根を目指すこととしています。

これらの状況を踏まえ、平成27年策定の「しまねっ子すくすくプラン」が令和元年度で計画期間満了を迎えることから、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援をより一層推進し、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現していくための今後5年間の指針として、新たな「しまねっ子すくすくプラン」を策定しました。

計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定めるものであるとともに、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定めるものでもあり、併せて、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づき、ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定めるものです。

また、この計画は、「島根創生計画」をはじめ、「しまね青少年プラン」、「島根県社会的養育推進計画」、「島根県保健医療計画」、「島根県地域福祉支援計画」、「島根県子どものセーフティネット推進計画」、「島根県障がい者基本計画」、「島根県障がい児福祉計画」、「しまね教育ビジョン21」等、他の県計画との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

